

5 東京都立大崎高等学校定時制課程管理運営規程

第1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立大崎高等学校定時制課程(以下「本校」という。)の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第3 校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて、校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員(経営企画室の所属職員を除く。)を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

第5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員(経営企画室の所属職員を除く。)を監督する。

第6 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

第7 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

第8 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。

1 部

教務部、生活指導部、及び進路指導部を置く。

各部の所掌事項は別表1のとおりとする。

2 学年

第1学年、第2学年、第3学年及び第4学年を置く。

3 教科

国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報

4 企画調整会議

5 拡大企画調整会議

6 委員会

- (1) 入学者選抜委員会、教科書選定委員会、学校給食委員会、学校安全委員会、ホームページ管理運営委員会、安全衛生委員会、防災委員会、学校保健委員会、図書館運営委員会、教育課程委員会、施設・校舎改築委員会、省エネ委員会、学校いじめ対策委員会、学校サポートチーム、パソコン委員会、生徒による授業評価委員会、人権教育推進委員会、キャリア教育推進委員会、予算調整会議、カウンセラー委員会、学校行事検討委員会を置く。

- (2) 各委員会は、「都立大崎高等学校委員会」運営規定(定時制課程)(資料 I)に基づいて運営する。

7 学校運営連絡協議会

8 部活動の指導

教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については生活指導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委嘱された者が行う。

9 その他

校長が必要と認めるときは、その他の分掌組織を置くことができる。

第9 経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

第10 企画調整会議

1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、拡大企画調整会議における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、各部(教務、生活指導、進路指導)主任、及び経営企画室係長級職員とする。

ただし、校長は必要に応じ、企画調整会議の案件に係る学年、教科、委員会の代表者を出席させることができる。

3 開催

定例会は、原則として隔週1回開催する。

4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 その他、必要な事項は、校長が定める。

第11 拡大企画調整会議

1 目的

拡大企画調整会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

(1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。

(2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。

(3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

2 構成員

常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

3 開催

定例会は、原則として月2回開催する。

4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

5 司会

校長が選任する。

6 記録

校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。

7 運営

(1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。ただし緊急の場合は、直接副校長に提出することができる。

(2) 校長の意思決定に資するため、拡大企画調整会議において、必要に応じて構成員の意向を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

第12 学校運営連絡協議会

1 名称

この会の名称を「都立大崎高等学校学校運営連絡協議会(定時制課程)」とする。

2 目的、組織、運営等

この会は「都立大崎高等学校学校運営連絡協議会」設置要項(定時制課程)(資料Ⅱ)に基づいて運営する。

第12 分掌組織図

分掌組織は、別表2のとおりとする。

第13 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第14 予算

校内予算の編成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

第15 校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

第16 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

附 則

この規程は、平成11年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月29日から施行する。

附 則

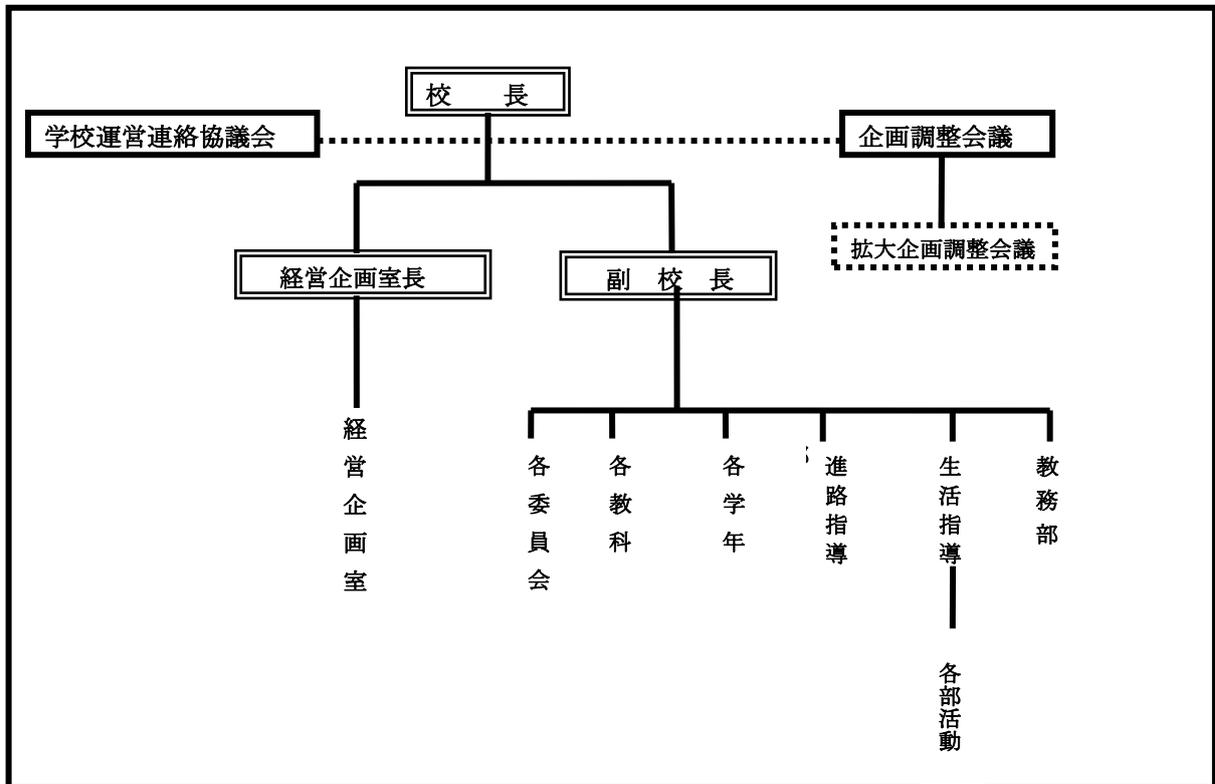
この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

別表1(第8の1関係)

部 名	所 掌 事 項
教務部	教育課程の編成及び実施、教科書・教材の取扱等教務に関する事を所掌する。
生活指導部	生活指導計画の立案及び実施、生活指導に関する資料の整備等生活指導に関する事を所掌する。
進路指導部	進路指導計画の立案及び実施、進路情報の収集・整理等進路指導に関する事を所掌する。

別表2(第13関係)



資料 I (第 8 の 6 関係)

都立大崎高等学校委員会運営規程 (定時制課程)

(目的)

第 1 条 この規定は、東京都立大崎高等学校管理運営規定第 7 の 6 に規定する委員会の構成その他の運営に関する基本的事項を定めることにより、委員会の円滑かつ適正な運営に資することを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

委員会名	所 掌 事 項
入学者選抜委員会	入学者選抜に関する立案及び実施・検討、調整等を所掌する。
教科書選定委員会	教科書に関する調査研究及び選定等を所掌する。
学校給食委員会	学校給食に関する立案及び実施、調整等を所掌する。
学校安全委員会	校内の危機管理体制に関する整備及び防犯に関する取り組み計画の作成、実施等を所掌する。
ホームページ管理運営委員会	ホームページに関する維持、管理及び運営等を所掌する。
安全衛生委員会	教職員の健康・安全に関する立案及び実施の調整等を所掌する。
防災委員会	防災・防火に関する管理と対策の立案及び実施の調整等を所掌する。
学校保健委員会	学校保健に関する立案及び実施、調整等を所掌する。
図書館運営委員会	大崎高等学校図書館の運営をサポートすること及び大崎高等学校図書館に購入する資料について「図書館資料選定基準に従い」、選書を行うこと。
教育課程委員会	教育課程編成に関する立案及び実施・検討、調整等を所掌する。
施設・校舎改築委員会	学校施設・校舎改築に関する立案及び実施、調整等を所掌する。
省エネ委員会	学校における省エネを進め、二酸化炭素排出を削減する。
学校いじめ対策委員会	学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行う。
学校サポートチーム	いじめを含む生徒の問題行動等の未然防止や早期解決に向けて学校の取組について助言、支援する。
パソコン委員会	パソコンに関する指導計画の立案及び実施、パソコン教室の管理等を所掌する。
生徒による授業評価委員会	生徒による授業評価の立案、実施、評価、まとめを所掌する。
人権教育推進委員会	人権教育に関わる教育活動について立案実施するとともに、人権教育の推進を所掌する。
キャリア教育推進委員会	キャリア教育に関わる教育活動について立案実施するとともに、キャリア教育の推進を所掌する。
予算調整会議	自律経営予算の編成に関して所掌する。
カウンセラー委員会	カウンセラーとの連絡調整を行い、生徒の心の育成を図ることを所掌する。
学校行事検討委員会	年間学校行事について、実施の是非や変更、実施時期、新規設置や廃止などを検討し、教育的効果の高い学校行事の在り方の検討を所掌する。

(構成)

第 3 条 委員会の構成は、校長の任命する次の職員とする。

委員会名	委員長	委 員
入学者選抜委員会	校 長	副校長、経営企画室長、教務主任、教務部 1 名 経営企画室 1 名
教科書選定委員会	校 長	副校長、経営企画室長、教務主任、教務部 1 名 各教科から 1 名
学校給食委員会	副校長	経営企画室長、各分掌から 1 名、経営企画室 1 名、栄養士

学校安全委員会	副校長	経営企画室長、生活指導部 1 名、養護教諭
ホームページ管理運営委員会	副校長	経営企画室長、教員 1 名
安全衛生委員会	校 長	副校長、経営企画室長、教員 1 名
防災委員会	校 長	副校長、経営企画室長、生活指導部 1 名、養護教諭
学校保健委員会	副校長	養護教諭、保健体育科 1 名
図書館運営委員会	校 長	副校長、各分掌から 1 名
教育課程委員会	副校長	教務主任、教務部 1 名
施設・校舎改築委員会	校 長	副校長、経営企画室長、教員 2 名
省エネ委員会	校 長	副校長、経営企画室長、各分掌主任 3 名
学校いじめ対策委員会	校 長	副校長、生活指導部 3 名、スクールカウンセラー
学校サポートチーム	校 長	副校長、学校運営連絡協議会協議委員 6 名
パソコン委員会	副校長	I C Tリーダー、教務部 1 名
生徒による授業評価委員会	副校長	各教科から 1 名
人権教育推進委員会	副校長	各分掌から 1 名
キャリア教育推進委員会	副校長	各分掌から 1 名
予算調整会議	校 長	副校長、経営企画室長、経営企画室担当者、教務部 2 名
カウンセラー委員会	副校長	生活指導部から 1 名、養護教諭
学校行事検討委員会	校 長	副校長、主幹教諭、生活指導部 1 名、学年担任 1 名、 その他校長が指名する者（若干名）

(運営)

第 4 条 委員長は、委員会を主宰し、会務を総括する。

2 委員長が不在の時は、あらかじめ委員長が指名する委員が委員長の職務を代理することができる。

3 委員会は、過半数の構成をもって成立するものとする。

4 委員長（入学者選抜、教科書選定、安全衛生及び施設・校舎改築委員会を除く。）は、委員会開催後、校長に検討結果を報告するものとする。

5 委員会は、必要に応じて委員以外の教職員等の意見を聴取することができる。

6 委員会検討結果については、企画調整会議を経て拡大企画調整会議で報告するものとする。

資料Ⅱ（第12関係）

都立大崎高等学校運営連絡協議会設置要綱（定時制課程）

第1（名称）

この会の名称を「都立大崎高等学校学校運営連絡協議会（定時制課程）」（以下、「学校運営連絡協議会」という。）とする。

第2（目的）

本校の教育活動が保護者・地域住民に理解され、かつ、本校の学校運営に保護者・地域社会の方々の意向が反映され、本校が地域に根ざしより発展していくため、学校と地域とが連携することを目的とする。

第3（所掌事項）

学校運営連絡協議会は、学校運営に関する意見交換、教育活動の観察、学校評価等を通して協議を行い、学校に対し本校の学校運営、教育活動及び家庭・地域社会との連携について助言する。

第4（組織）

1 学校運営連絡協議会の委員は、校長の他、次のとおりとする。

協議委員は、定時制教育に理解ある者で、校長が委嘱する保護者代表2名、地域住民代表1名、地域関係機関職員1名、地域福祉専門家2名とする。

内部委員は、副校長、経営企画室長、教育職主任3名の5名とする。

2 学校運営連絡協議会の中に学校評価委員会を置く。学校評価委員会は、学校運営連絡協議会が行う外部評価を計画・立案、実施、集計、学校評価報告書原案を作成する。

学校評価委員会の委員は、学校運営連絡協議会の委員の中から、副校長、内部委員1名、保護者代表1名を校長が委嘱する。

第5（任期）

委員の任期は第1回学校運営協議会開催日から当該年度3月31日までとする。

第6（役員）

学校運営連絡協議会に次の役員を置く。

会長1名、副会長1名、学校評価委員会委員長1名、事務局長1名

2 会長は校長とする。

3 副会長、学校評価委員会委員長、事務局長は校長が選任する。

第7（会の開催回数）

学校運営連絡協議会は、7月、12月、3月の年3回とする。

第8（会の公開）

学校運営連絡協議会は、原則として公開とする。ただし、会長が必要とする場合には、会長の判断により、非公開とする。

第9（事務局）

東京都立大崎高等学校に学校運営連絡協議会事務局を置く。事務局に事務局長を置き、教育職主任をもって充てるとともに、教諭2名を事務局員におく。

第10（その他）

この要綱は、校長が必要に応じて改正する。

（附則）

- ・この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- ・平成15年4月1日 一部改正（「主幹」設置、「協議委員」名称変更）
- ・平成20年4月1日 一部改正（「主幹教諭」設置）
- ・平成26年4月1日 一部改正（「協議委員」構成変更）
- ・平成27年4月1日 一部改正（「都立大崎高等学校委員会運営規程（定時制課程）」変更）
- ・令和5年6月29日 一部改正（「都立大崎高等学校委員会運営規程（定時制課程）」変更）